

公有財産売却の告示について

公有財産の売却について、次の通り一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び琴浦町財務規則（平成16年9月1日規則第47号。以下「財務規則」という。）第122条の規定に基づき公告する。

令和5年10月25日

琴浦町長 福本 まり子



1 入札に付する事項

(1) 売払物件

物件番号	物件の名称	所在地	区分	地目又は種類	面積 (㎡) (公簿)	最低入札価格	
1	旧徳万駐在所跡地	大字徳万字東為信 357番10 大字徳万字西為信 454番5	土地	宅地	183.54	3,671,000円	
2	旧東伯町民住宅	大字八幡字井出領 355番地2	土地	宅地	193.59	601,000円	
			建物	事務所、居宅	1階	70.79	0円
				車庫、物置	2階	13.76	
					車庫	12.42	
物置	3.25						
3	旧八幡住宅団地跡地	大字八幡字中橋ノ東 779番2	土地	宅地	352.87	3,846,000円	
4	旧八幡住宅団地跡地	大字八幡字中橋ノ東 779番6	土地	宅地	168.65	2,449,000円	

※詳細は、入札参加要領及び物件調書のとおり。

(2) 売払方法

一般競争入札

2 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 財務規則第120条第1項または第2項の規定に該当する者
- (2) 琴浦町の職員であって当該入札の事務に従事する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(4) その他町長が不適当と認める者

3 契約する者

鳥取県琴浦町長 福本 まり子

4 入札手続及び契約に関する担当部局

名称 : 琴浦町役場 総務課 財務監理室

所在地 : 〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2

電話番号 : 0858-52-2111

ファクシミリ : 0858-49-0000

電子メール : soumu@town.kotoura.tottori.jp

5 入札手続等

(1) 入札参加要領等の交付方法

本件公告の日から開札日の前日までの間に、インターネットの琴浦町ホームページ (<https://www.town.kotoura.tottori.jp/bunya/kobai/>) から入手すること。

ただし、これにより難い場合は、4の場所において本件公告の日から令和6年1月25日(木)(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に直接交付する。

(2) 入札に係る事前手続

ア 本件入札に参加を希望する者は、入札参加要領の3(1)で示す事前提出物を、4の場所に令和6年1月26日(金)午後5時までに提出(必着)し、入札参加資格の確認を受けること。

イ 代理人により入札を行う場合は、アの提出書類の他、委任状(入札参加要領様式第3号による。)を、令和6年2月21日(水)(開札日の前日)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けること。

ウ 入札参加資格確認を受けた者には、(6)の入札保証金について、別途納付書を送付するので、納付書記載の金融機関(コンビニによる納付はできません。)において、原則、入札書の提出に先立って納付すること。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年2月22日(木)

(集合時間) 午前10時

(入札時間) 午前10時15分 即時開札

イ 場所 鳥取県琴浦町役場 本庁舎2階 第2会議室

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、4の場所に送付すること。

(5) 入札方法

ア 入札は、紙入札により行うこと。

イ 入札書は、入札参加要領の4に示すところにより記入押印し、密封して持参又は郵送等により提出しなければならない。

また、(6)に掲げる入札保証金の納付を確認するため、金融機関が収納した旨を表記した領収証書の写しを併せて提出することとするが、やむを得ない理由により入札書の提出と併せて提出することができない場合にあっては、ファクシミリ等でその写しを送付することができる。

ウ 入札書の作成、提出方法の詳細は入札参加要領を参照すること。

(6) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札しようとする金額の100分の5以上の金額を入札書の提出に先立って納付しなければならない。

なお、落札できなかった場合は、入札参加要領に定めるところにより返還する。

(7) 契約保証金

落札者は、契約保証金として落札金額の100分の10以上の金額を契約を締結する時までに納付しなければならない。

落札者が納付した入札保証金は、これを契約保証金の一部に振り替え、不足分を納付するものとする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

次のアからキに掲げる入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者の入札

イ 他の入札者の代理人を兼ねた者、若しくは二人以上の入札者の代理をした者の入札

ウ 委任状のない代理人のした入札

エ 記名押印のない入札

オ 金額を訂正した入札書による入札

カ 金額数字の不鮮明な入札

キ その他入札に関する規則等に違反した者の入札

(3) 契約書作成の要否及び契約条項

要。別添「公有財産売買契約書（見本）」を承知の上、入札すること。

(4) 落札者の決定方法

本件公告に掲げる最低入札価格以上の額で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。物件2について、土地と建物の入札額を合計した額をもってこれを決定する。

なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、別に定める方法によるくじで決定する。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札参加要領による。